



平成21年9月3日

各 位

会 社 名 株式会社 ダイセキ環境ソリューション
代 表 者 名 代表取締役社長 二宮 利彦
コ ー ド 番 号 1 7 1 2 (東証・名証各第一部)
問 合 せ 先 取締役企画管理本部長 村上 実
電 話 番 号 052(611)6350 (代表)

汚染土壌浄化施設認定に関するお知らせ

当社名古屋リサイクルセンターが、愛知県より『土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第7条第4項及び第9条第4項に基づき定められた「搬出する汚染土壌の処分方法を定める件」(平成15年環境省告示第20号)第二号の規程による汚染土壌浄化施設』の認定を受けました。浄化方法は、洗浄分級方式を採用しております。名古屋リサイクルセンター内においてホットソイル工法を採用した汚染土壌浄化施設(平成17年11月30日認定)に続き、2つめの汚染土壌浄化施設となります。詳細は下記のとおりですのでお知らせいたします。

記

<汚染土壌浄化施設認定の内容>

施設名称	名古屋リサイクルセンター
所在地	愛知県東海市新宝町29-1
認定年月日	平成21年9月3日
浄化方法	洗浄分級方法(1)
浄化対象物質	第二種特定有害物質9項目(2)
処理能力	288 m ³ /日(24時間) 12 m ³ /時間

1. 洗浄分級方法とは、汚染土壌を水等により洗浄分級することにより、有害物質が多く含まれる粒径の小さい土壌の分離と水等に溶解させることで、有害物質を土壌から取り除きます。洗浄後の土壌については、砕石、埋め戻し材としての利用が可能です。

2. 土壌汚染対策法で定められた特定有害物質26項目中の9項目「カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物(アルキル水銀を除く)、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物」に該当します。

浄化施設認定による当期の業績に与える影響は軽微であります。

なお、来期以降の業績に与える影響につきましては、年度決算発表時にお知らせします。

以 上